

元の生活を返せ訴訟 第32回口頭弁論サマリー

元の生活を返せ・原発事故被害いわき訴訟：第30回口頭弁論，福島地裁いわき支部において開催

第32回口頭弁論：11月20日（水）14：00から

同時開催：第32回口頭弁論の説明会：八幡神社会館において（福島県いわき市平字八幡小路66-9 広田法律事務所の隣）

2018年11月20日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博
共同代表 弁護士 広 田 次 男

第1 今回の期日の意義

1 原告らは，責任論と損害論のいずれについても，その中心となる主張を既に行いました。そのため，来年の次回期日以降，原告本人と専門家の尋問による立証が始まります。

そして，来年1月22日と3月5日の各期日には，それぞれ4人ずつの原告本人尋問を予定し，その後も継続的な原告本人尋問を予定しています。また，専門家の証人尋問も既に裁判所に申請済みです。

今回の期日は，来年の立証，特に1月と3月の原告本人尋問について確認していきます。

2 また，今回の期日では，いわき市の公園が，少なくとも平成25年においては，明確に放射能に汚染され，いわき市民の不安の一因となっていたことを説明します。

第2 第32回口頭弁論の概要

1 原告

○準備書面（69）損害論：公園の放射能汚染

いわき市民が放射能汚染による健康被害について不安を抱いてきた根拠として，公園の空間線量率の証拠を提出しました。

普通の市民が，国の除染基準である「毎時0.23マイクロシーベルト」を目安に健康不安を判断させられている状況を前提に，「毎時0.23マイクロシーベルト」以上の公園をピックアップしています。

たとえば，平成24年4月の調査では，調査対象250公園のうち125公園が該当しました。その後の平成24年11～12月調査では，調査対象248公園のうち87公園が該当しました。そして，平成25年6月の調査でも，調査対

象248公園のうち43公園が該当しました。

なお、いわき市の本庁舎や支所のモニタリングポストのデータは、この公園のデータとは異なり、早期の清掃・除染や立地条件などにより、早期に空間線量率は低下したものであり、いわき市の全体の実態を反映したものとはなっていません。

○準備書面（70）損害論：訴訟物の限定についての補足

原告が本件訴訟で請求している「精神的損害や無形の損害に関する慰謝料」と「中間指針追補及び同第2次追補で認められている賠償額」との関係については、これまで次のように説明してきました。

この中間指針追補等で認められている賠償額は様々な損害に基づくものであり、精神的損害はその一部です。たとえば、一般成人に認められている8万円のうち、精神的損害の賠償額は4万円とされていると考えられます。

本件訴訟の請求は、この中間指針追補等で認められている「精神的損害」の賠償額を超える部分の請求となります。

そして、今回の書面では、いわき市の「旧屋内待避区域」で東電が支払義務を認める70万円について説明しています。これも、上記の同じように、精神的損害賠償は半分（35万円）と考えられます。そのため、本件訴訟の請求は、この70万円についても、精神的損害賠償分35万円を超える部分の請求となります。

2 東電

提出書面や証拠はない。

3 国

責任論に関して、準備書面と証拠が提出された。国際原子力機関（IAEA）が作成した本件事故の報告書に基づく原告ら準備書面（50）に対する反論となっている。

4 第32回口頭弁論の進行

原告側から、上記損害論の準備書面（69）に関して、弁護士1名の意見陳述を予定しています。

5 次回第33回法廷

2019年1月22日（火）

※朝から夕方まで原告本人尋問を予定していますので、開始時間は午前10時を予定しています。

第3 訴訟そのものの概要

1, 原告

福島県いわき市の市民1,574人（1次822人／2次571人／3次181人）
世帯数（1次336世帯／2次264世帯・内16は1次と重複／3次83世帯）

2, 原告の内訳

子ども1（本件事故当時、0歳から満18歳未満の者。事故当時胎児であった者を

含む) (1次140人/2次78人/3次30人)

子ども2 (本件事故後に懐胎・誕生した子) (1次8人/2次6人/3次5人)

妊婦 (本件事故当時、妊娠していて分娩前であった人) (1次7人/2次4人)

一般 (1次667人/2次483人/3次146人)

3. 請求内容

①原告全員

事故後、被告らが、福島県いわき市全域において、空間放射線量が毎時0.04マイクロシーベルトとなる原状回復措置を行い、かつ、福島第一原子力発電所の廃炉が完了するまで、毎月発生する慰謝料を支払うこと。金額は、本件事故時点で18歳未満の者に対しては毎月8万円、それ以外の者に対しては毎月3万円。

②本件事故後に懐胎・誕生した子どもを除く原告全員

慰謝料として金25万円。

③本件事故当時妊婦であった原告全員

慰謝料として金25万円 (②の慰謝料と合わせて合計50万円)。

なお、これらは全て、発生した損害全体の一部の請求という考え方です。

以上